

令和3年3月26日

令和3年登米市議会定例会 3月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第41号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、市民生活及び地域経済に対する支援等の事業に要する経費に充てることを目的に、新型コロナウイルス感染症の影響により減額した事業等の財源、新型コロナウイルス感染症対策寄附金等を原資として、新たに登米市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表5ページ)

議案第42号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)が令和3年2月13日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第43号	令和2年度登米市一般会計補正予算(第12号)
議案第44号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
議案第45号	令和2年度登米市介護保険特別会計補正予算(第6号)
議案第46号	令和2年度登米市病院事業会計補正予算(第9号)

本案は、議案第43号令和2年度登米市一般会計補正予算(第12号)から議案第46号令和2年度登米市病院事業会計補正予算(第9号)までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億1,086万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ542億3,535万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、ふるさと応援寄附金事業1,219万円、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金2億1,500万円などを増額する一方、施設型給付事業5,928万円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを各款にわたり減額して計上しております。

歳入では、地方交付税3,355万円、市債6,440万円などを増額する一方、児童手当負担金などの国庫支出金1億237万円、財政調整基金などの繰入金3億1,264万

円を減額して計上しております。

また、継続費補正として変更1件、繰越明許費補正として追加18件、変更4件、債務負担行為補正として追加2件、変更1件、地方債補正として追加3件、変更9件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保健事業費674万円の減額を、介護保険特別会計の歳出で、基金積立金1億4,391万円の減額などを計上しております。

企業会計については、病院事業会計で、医業外収益1億8,229万円の増額と、企業債6,390万円の減額、企業債補正として追加1件、変更1件を計上しております。

議案第47号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第2号）
議案第48号	令和3年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）

本案は、議案第47号令和3年度登米市一般会計補正予算（第2号）及び議案第48号令和3年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）について、予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,199万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ432億7,078万円とするものであります。

その内容として、歳出では、行政庁舎無線化事業3,652万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業4億7,425万円、図書館活動推進事業1,000万円、社会教育施設災害復旧事業2,102万円などを増額して計上しております。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などの国庫支出金4億8,991万円、財政調整基金などの繰入金4,308万円、市債2,400万円を増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加1件、地方債補正として追加1件、変更1件を計上しております。

企業会計については、病院事業会計で、医業収益813万円、医業費用288万円、企業債1,270万円、補助金1,083万円、建設改良費2,353万円の増額、企業債補正として追加1件を計上しております。

登米市基金条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																					
<p>第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の名称</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> <th style="text-align: center;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金</td> <td>新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(24) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金</td> <td>新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。</td> <td>市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	基金の名称	設置の目的	積立額	(略)			(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(24) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	<p>第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の名称</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> <th style="text-align: center;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金</td> <td>新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。</td> <td>市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	基金の名称	設置の目的	積立額	(略)			(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
基金の名称	設置の目的	積立額																				
(略)																						
(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額																				
(24) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額																				
基金の名称	設置の目的	積立額																				
(略)																						
(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額																				

附則第2項関係（登米市基金条例の一部を改正する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 登米市基金条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項の表中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(24)の項までを1項ずつ繰り上げる。</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 登米市基金条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項の表中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(23)の項までを1項ずつ繰り上げる。</p>

登米市国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～8 (略)</p>